愛知県知事 大村 秀章殿

赤津自然観察会代表 上杉 毅 海上の森野鳥の会副代表 森島 達男 瀬戸市の問題を考える市民ネットワーク 柴田 圭基 日本野鳥の会愛知県支部支部長 新實 豊

海上の森で違法に建設されたソーラー発電施設に対する要望書

海上の森は愛知万博の予定地から大勢の市民や専門家の努力によって守り抜かれた貴重な森であり、愛知万博が環境をテーマに変更して開催され、その理念を継承してあいち海上の森条例を制定し「愛知万博記念の森」として保全されています。

この保全地域の上流に隣接する民有地で、違法な大規模森林開発が行われた事実があります。

新聞等の報道によると、愛知県瀬戸市海上の森の民有地にて、土地を所有する事業者が瀬戸市の土地利用調整条例による中止勧告を受けながら、これを無視する形で開発を行ったとの事です。現地では広範囲(2.35ha)にわたって森林が伐採され、整地後、太陽光発電パネルが設置されました。また3月14日の新聞報道によれば現地に存在することが確認されていた古窯も文化財保護法に違反した形で破壊されたとのことです。

この開発行為は貴重な湿地の一部を埋めて行われていて、下流の沢には、本来、湿地ではあるはずのない富栄養化した水が流れ込んでいます。これを放置すれば湿地の貴重な植生が早期に衰退することが予想されるほか、土砂流入や乾燥化も危惧されます。また、下流の自然環境保全地域に悪影響を及ぼすことも懸念され、豪雨時には土砂が流出して沢を埋める事態も危惧されます。

市街化調整区域である現場一帯では市土地利用調整条例による市と事業者との事前協議が義務付けられていて、瀬戸市は「環境万博の理念や下流域への環境への影響が懸念される」として事業者に中止勧告をしたとされます。事業者はそれをあえて無視して工事を強行しました。

この条例の罰則は工事中止か最高 30 万円の罰金ですが、事業者に取ってはさしたる額ではありません。これほどの事案が罰金だけで済むようでは「やり得」がまかり通る悪しき先例を作ることになります。

これらを鑑み以下のことを要望します。

- 1. 違法に開発された森を元に戻すよう事業者に指導し、原状を復旧させる事
- 2. 開発地内の地下に不法に産業廃棄物などが埋められていないか調査し、事実であれば撤去させる事。
- 3. 県及び市の間で連携を密にし、違法な開発を見過ごすことがないようにする事
- 4. 今後も法令をあえて無視した開発が懸念されるので実効性のある防止策をとる事。

尚、この要望に関して愛知県のお考えを伺いたく、本年4月25日までに文書にて回答をお願い致します。

回答の送り先 〒462-0844 名古屋市北区清水5丁目10-8 グリーンフェロー3A 日本野鳥の会愛知県支部宛

<替同団体・賛同者>

相生山の四季を歩く会 愛知生物調査会 アジアの浅瀬と干潟を守る会 渥美自然の会 一般社団法人安心安全インターネット塾 オーガニックフラワーLia45+の会 大高緑地を愛する会子 おかざき湿地保護の会 海上の森を楽しむ会 春日井•市民耕作学習会 公益財団法人日本野鳥の会 設楽ダムの建設中止! 名古屋の会 設楽ダムの建設中止を求める会 シデコブシと自然が好きな会 定光寺自然観察会 瀬戸自然の会 ため池の自然研究会 東部丘陵を守る連絡会 特定非営利活動法人親水会 豊川流域自然学校

- 21世紀の巨大開発を考える会
- 日本野鳥の会軽井沢支部
- 日本野鳥の会岐阜
- 日本野鳥の会静岡支部
- 日本野鳥の会遠江
- 日本野鳥の会福井県
- 日本野鳥の会三重
- 日本野鳥の会南伊豆
- 日本野鳥の会南富士支部
- はなのき友の会
- 平針の里山保全協議会
- 藤前干潟を守る会
- 矢田・庄内川をきれいにする会
- リバーポリシーネットワーク

以上